

令和8年度 第3回 県有林林産物 一般競争入札

公 売 公 告 並 び に 明 細 表

令和8年6月1日

公 売 公 告

第3回 県有林産物 一般競争入札を次により林務環境事務所長が執行しますので、現物熟覧のうえ入札に参加してください。

なお、現地案内については、公売を執行する林務環境事務所県有林課にお尋ねください。

1 売払物件の番号および所在地
別紙明細書のとおり。

2 伐採・搬出の条件
諸法令による制限行為の定めを遵守してください。
箇所ごとの条件については、別紙明細書備考欄に記載してあります。

3 売払物件の搬出期間
別紙明細書備考欄のとおり。

4 入札場所および日時
* 受付時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

公売執行 月日	入札場所	執行者	受付	入札開始	開札
一般公売 令和8年6月15日(月)	韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎4階 401会議室	中北 林務環境 事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時

中北林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 0551-23-3092

5 入札参加資格

- (1)山梨県物品等競争入札参加資格者名簿「森林整備(70-3)」及び「木材買入(51-3)」の業種へ登録した者として。ただし、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者を除きます。
- (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人であってその役員が暴力団員でないこととします。
- (3)この公告の日から開札の日までの間に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこととします。

6 入札保証金

免除します。(山梨県財務規則第108条の2第2号適用)

ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。

7 入 札

消費税抜きの価格で入札してください。

8 契約保証金

免除します。(山梨県財務規則第109条の2第4号又は第5号適用)

ただし、契約者が納入期限までに売買代金を完納しないときは、延滞違約金(遅延損害金)の徴収、又は契約解除し契約金額の100分の10に相当する違約金の徴収を行います。

9 契約締結期限

契約担当者が契約の時期を別に指定した場合を除き、落札の通知を受けた日から7日以内とします。

10 代金納入および担保提供期限

契約締結の日から30日以内とします。

11 代金延納

認める場合があります。(要領は別記のとおり)

12 郵便入札

認めます。この場合は公売を執行する林務環境事務所に入札書を公売執行の前日(前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)の午後5時までに到着するよう書留で郵送してください。なお、「立木入札書在中」と明記してください。

13 代理入札

この場合委任状を添付し、公売を執行する林務環境事務所に提出してください。

14 再入札

初回において入札しなかった者及び無効の入札をした者は再入札に参加できません。

15 遵守事項

入札者は、別途掲載する契約書案の内容を了承するとともに、山梨県恩賜県有財産管理条例及び同施行規則並びに入札条件を遵守してください。

16 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

17 入札結果の公表

入札の透明性の確保及び流通の促進を図るため、入札結果を山梨県ホームページに公表します。

公表内容には、物件情報のほか、落札金額(不落の場合は最高入札価格)、落札者名が含まれます。

18 その他

落札者が契約締結までの間に「5 入札参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満

たさなくなった場合は契約を締結しません。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとします。

入札条件

1. 入札参加資格の確認

- (1) 一般競争入札参加者は、入札しようとする各林務環境事務所(以下「当該林務環境事務所」という。)の受付にて受付表に商号又は名称、氏名を記載し、確認を受けてください。
- (2) 代理人が入札しようとするときは、委任状を当該林務環境事務所の受付に提出してください。
- (3) 同一人が2人以上の代理人になること、及び他の入札者の代理人になることはできません。

2. 公告物件の熟覧

入札参加者は、公告物件の明細書及び現場を熟覧の上、入札してください。

3. 入札方法

入札は次の事項に注意し、間違いのないようにしてください。

- (1) 入札参加者は、所定の様式により、公告番号ごとに入札金額、公売番号、所在地又は住所、商号又は名称、代表者名、入札年月日、宛名を記載し捺印してください。
- (2) インク、ボールペン、マジックペン等を用い、鉛筆、消せるボールペンは使用しないでください。また、金額の表示はアラビア数字(1, 2, 3...)を用いてください。
- (3) 入札書を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押印してください。
- (4) 入札書は当該林務環境事務所が備えた入札箱に投函してください。
- (5) 投函した入札書の引換、変更、または取り消しは出来ません。
- (6) 「無効入札」の各項目に注意してください。

4. 郵便入札

公告で郵便入札を認めている場合は、次の要領で郵送してください。

- (1) 入札書を封入し、封筒の表に「立木入札書在中」と明記してください。
- (2) 公売公告で指定した場所及び日時までに必ず到着するよう書留郵便で郵送してください。

5. 無効入札

次の各号に該当する入札は無効となります。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札書の金額、氏名、印鑑、公告番号、または重要な文字の誤脱によって必要な事項を確認し難いとき。
- (3) 入札金額を訂正した場合、その箇所に訂正印のないとき。
- (4) 郵便入札書が定められた日時までに当該林務環境事務所に到達しなかったとき。また「郵便入札」で示された方法によらず郵便入札と認められないとき。
- (5) 同一物件に対し、一人で2通以上の入札をしたとき。
- (6) 入札に関して不正の行為があったとき。
- (7) 入札条件に違反したとき。

6. 落札者の決定

- (1) 当該物件について、当該林務環境事務所長が定めた予定価格以上の最高価格の

入札をした者を落札者とします。

(2) 落札となるべき同金額の入札者が2名以上あるときは、くじによって落札者を定めま
す。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当
該入札事務に関係ない職員にくじを引かせます。

また、同金額の入札者のうち1名が棄権を申し出、当該林務環境事務所長が認めた
場合は、同金額の入札者を落札とします。

7. 入札の中止と落札の取消し

入札者が連合し、または連合する恐れがあり、その他入札を公正に行うことが出来ないと認
めたときはその入札を中止します。また、落札決定後、落札者に不正行為があったことが判明
したときは落札を取消します。

8. 契約の締結

(1) 入札及び契約は、公売物件を所管する林務環境事務所長が行います。

(2) 契約の締結は、落札決定の通知を受けた日から7日以内とします。

(3) 契約は、契約担当者と買受者の双方が契約書に記名捺印したときに成立します。

(4) 落札金額及び契約金額は、入札書に記載された金額に消費税を加算した金額(当
該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とします。

9. その他

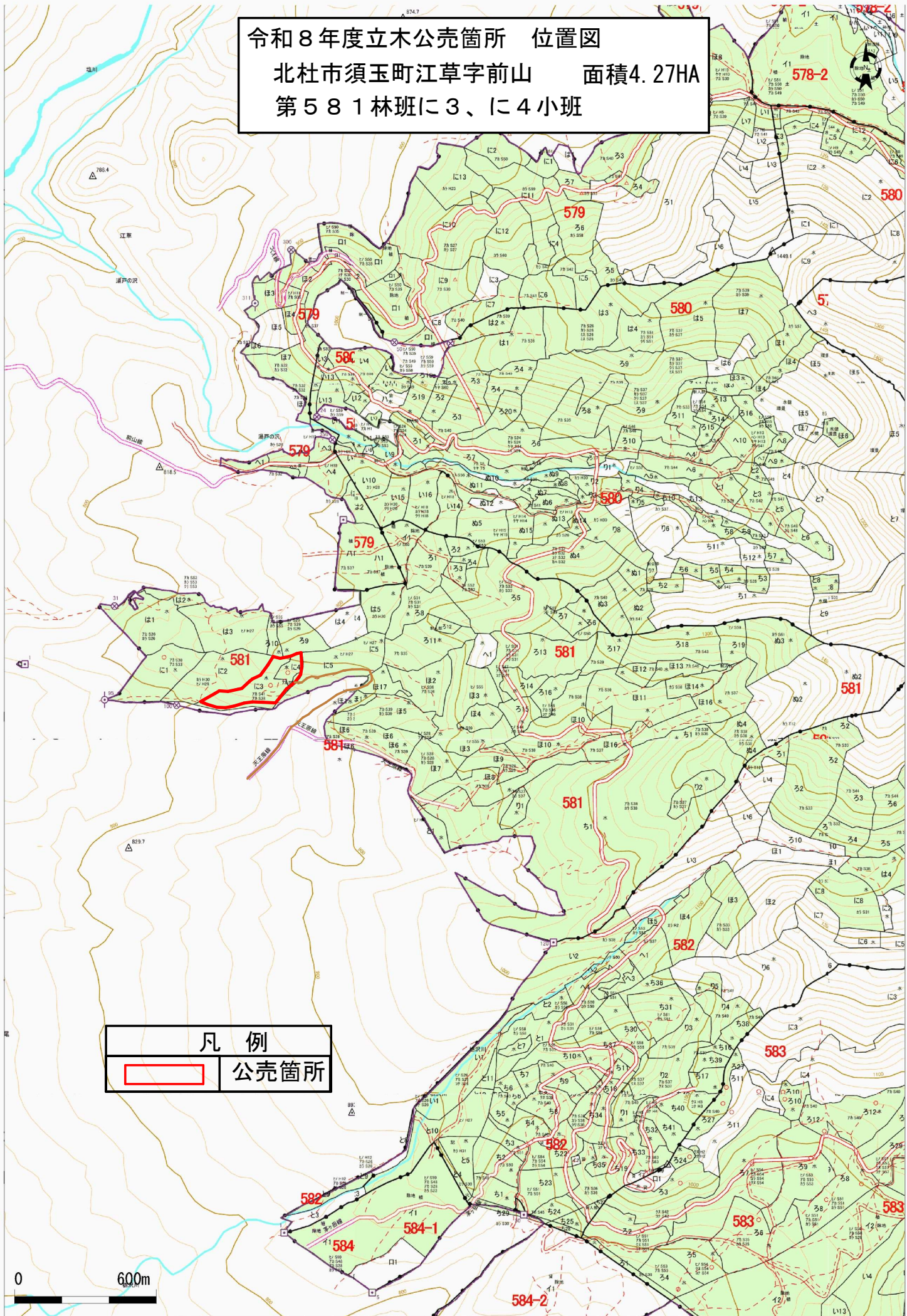
入札及び契約に関する不明な点は当該林務環境事務所長にお問い合わせください。


別記

代金延納要領

種別	延納を認める場合	延納期間	担保の種類	延納利息
立木	資金の回収期間が6箇月以上で、1件の売払代金が100万円以上になる時	4箇月以内 ただし1,000m ³ 以上を売り払うときは8箇月以内	①利付国債 ②その他政府の保証のある債券 ③銀行法により免許を受けた銀行が引受けをし、又は裏書をした手形	年利 2.50% (違約金) 年利 14.60%
素材	1件の売払代金が20万円以上になる時	3箇月以内		

令和8年度立木公売箇所 位置図
 北杜市須玉町江草字前山 面積4.27HA
 第581林班に3、に4小班



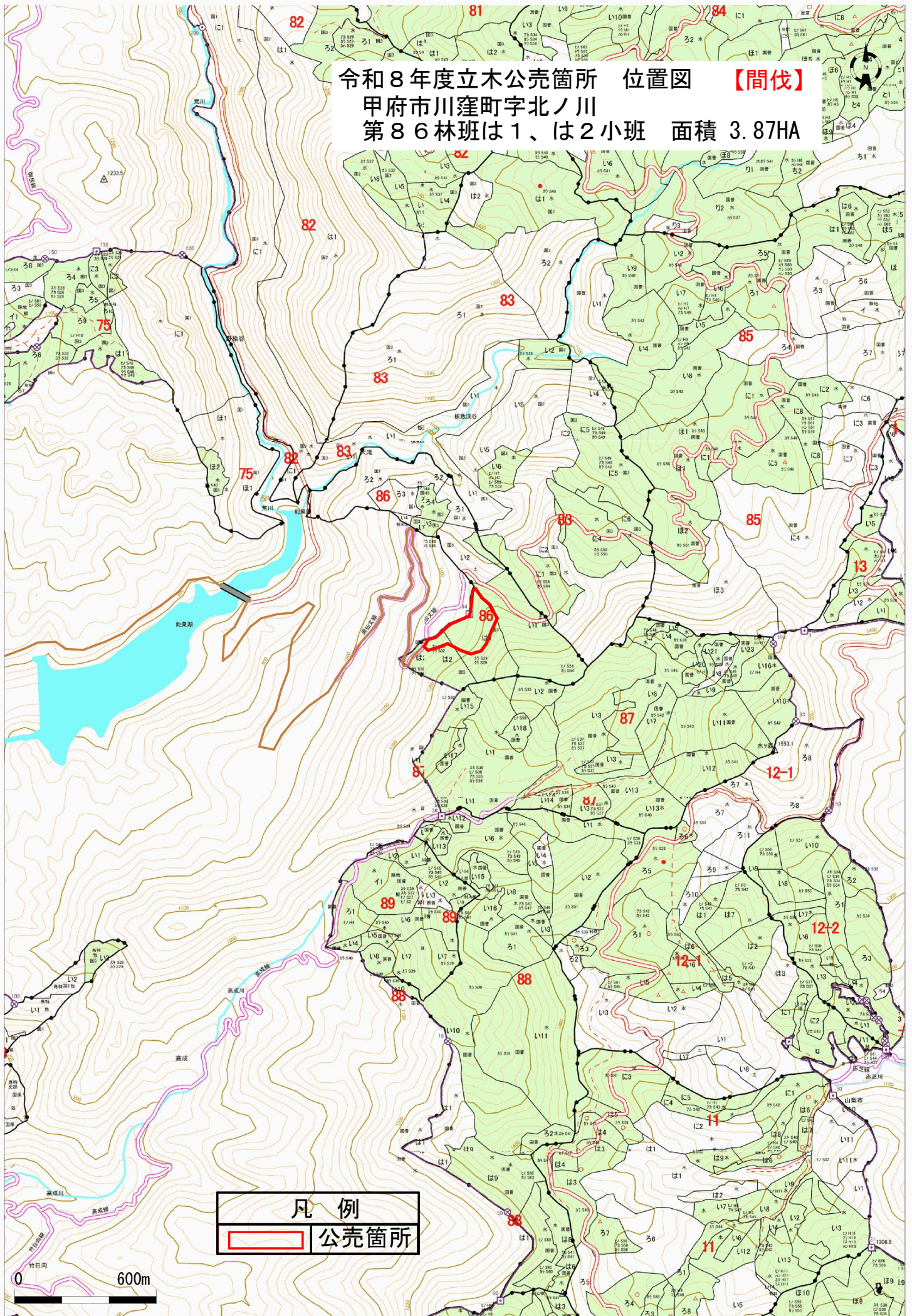
凡 例	
	公売箇所

0 600m

第3回 (6月分) 販売物件明細書 (立木の部) (間伐)

所別	公告 番号	市町村 大字 字	小 林 班 班	面積 (ha)	樹 種	用途	径級区分 (cm)	本数 (本)	材積 (m3)	搬出期間 備 考
中北	103	甲府市 川窪町 北ノ川	86 は 1、 2	3.87	からまつ	用材	12～28	95	50.10	搬出期間 7ヶ月 一般林 国立公園第3種特別地域 69～72年生人工林 【列状間伐】 4残2伐 (公売条件) 1集材路及び土場（以下「集材路等」という。）の材積は、販売物件の数量に含む。 2集材路等は、指定面積の範囲内での施工とする。 指定面積 0.08ha 3伐採列の選木の結果、集材路の線形、土場設置箇所については、テープ又はスプレーで明瞭に標示し、物件引き渡し前に確認を受けること。 4伐倒木等の流出防止、伐採法面の崩落防止、表土の流出防止等、林地保全に十分配慮し必要に応じて対策等を講ずること。 5集材路等を設置する場合は、関係法令及び関係機関並びに関係者の指示又は協議に基づき、必要な申請を行い、許可を得た後に実施すること。 6集材路、土場、集材線及び集材機の設置場所、枝条及び残材の処理方法については、事前に林務環境事務所の承認を受けること。 (調査方法) 樹種、材積の調査方法は、標準地調査法による。
						用材	30～54	253	330.55	
					からまつ小計			348	380.65	
					とち類	用材	22～30	19	3.50	
					とち類小計			19	3.50	
					用材計			367	384.15	
					小径木（針）	チップ等		19	10.57	
					小径木（広）	チップ等		144	45.54	
					小径木計			163	56.11	
					合計				3.87	
						(N枝条)		(32.03)		
						(L枝条)		(7.85)		
						(枝条計)		(39.88)		

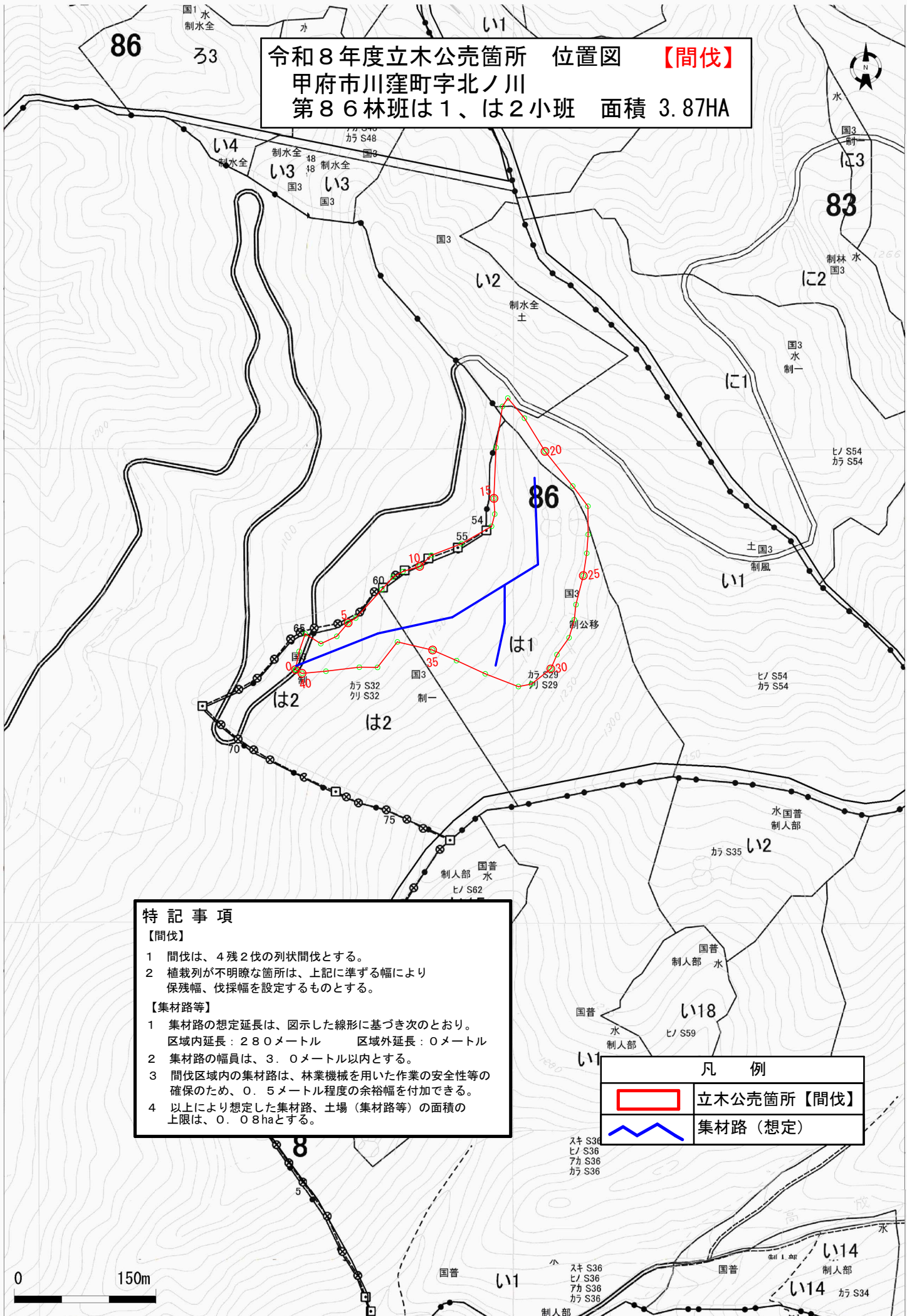
令和8年度立木公売箇所 位置図 【間伐】
甲府市川窪町字北ノ川
第86林班は1、は2小班 面積 3.87HA



凡例
[Red Outline] 公売箇所

0 600m

令和8年度立木公売箇所 位置図 【間伐】
 甲府市川窪町字北ノ川
 第86林班は1、は2小班 面積 3.87HA





特記事項

【間伐】

- 1 間伐は、4残2伐の列状間伐とする。
- 2 植栽列が不明瞭な箇所は、上記に準ずる幅により保残幅、伐採幅を設定するものとする。

【集材路等】

- 1 集材路の想定延長は、図示した線形に基づき次のとおり。
 区域内延長：280メートル 区域外延長：0メートル
- 2 集材路の幅員は、3.0メートル以内とする。
- 3 間伐区域内の集材路は、林業機械を用いた作業の安全性等の確保のため、0.5メートル程度の余裕幅を付加できる。
- 4 以上により想定した集材路、土場（集材路等）の面積の上限は、0.08haとする。

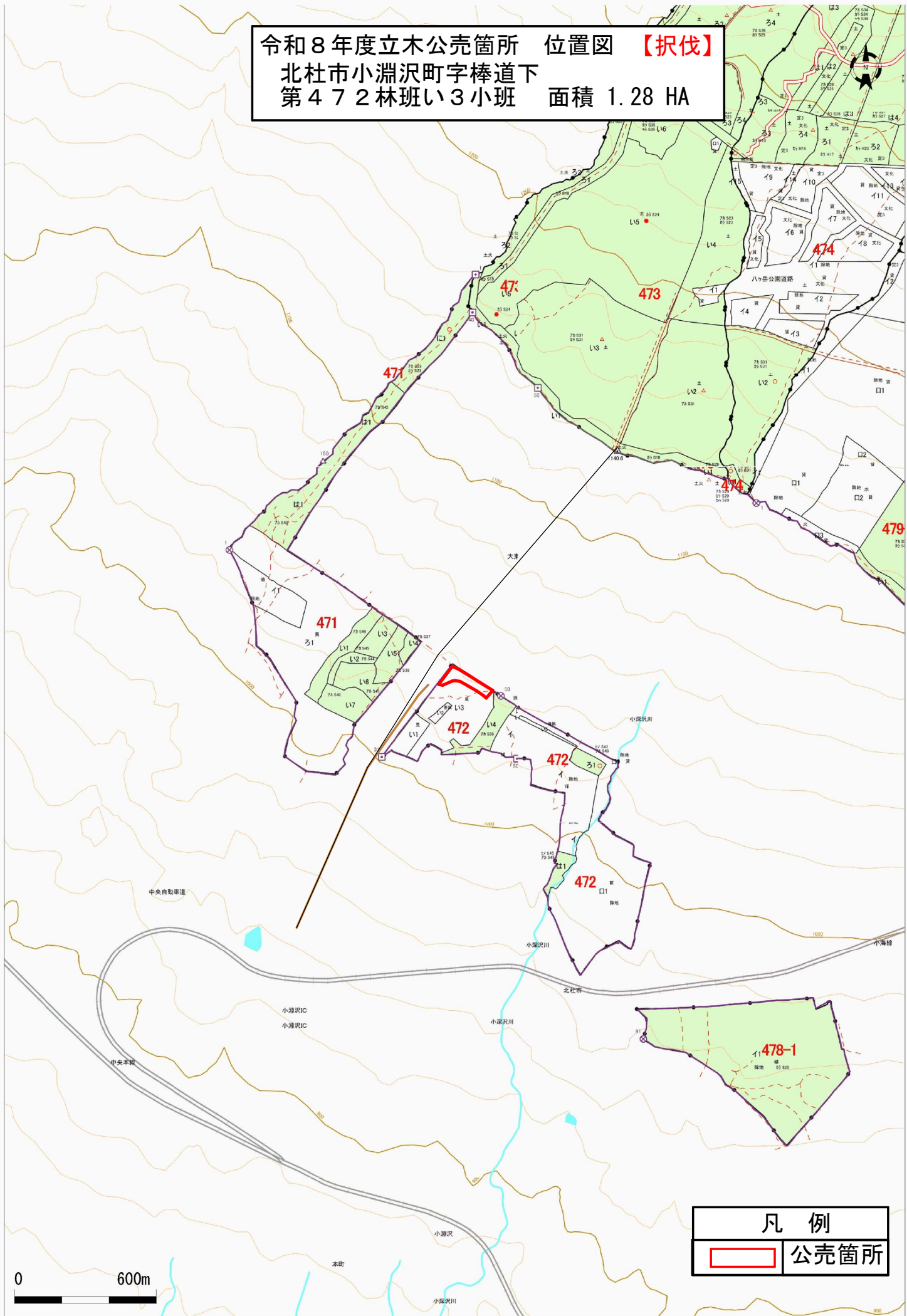
凡 例	
	立木公売箇所【間伐】
	集材路（想定）



第3回 (6月分) 販売物件明細書 (立木の部) (択伐)

所別	公告 番号	市町村 大字 字	小 林 班 班	面積 (ha)	樹 種	用途	径級区分 (cm)	本数 (本)	材積 (m3)	搬出期間 備 考	
中北	104	北杜市 小淵沢町 棒道下	472 い3	1.28	あかまつ	用材	12~28	2	1.22	搬出期間 6ヶ月 一般林 110年生天然林 【単木択伐】 30パーセント (公売条件) 1集材路及び土場の材積は 販売物件の数量に含む。 2伐倒木等の流出防止、伐 採法面の崩落防止、表土 の流出防止等、林地保全 に十分配慮し必要に応じ て対策等を講ずること。 3集材路を作設する場合や 、土場・集材機等を設置 又は利用する場合は、関 係法令及び関係機関並び に関係者（以下「関係機 関等」という。）の指示 又は協議に基づき、必要 な申請を行い、許可を得 た後に実施すること。 4既設林道、作業道等を使 用する場合は、関係機関 等の指示又は協議に基づ き、必要な申請を行い、 許可を得た後に使用する こと。 5集材路、土場、集材線及 び集材機の設置場所、枝 条及び残材の処理方法に ついては、事前に林務環 境事務所の承認を受ける こと。 (調査方法) 樹種、材積の調査方法は、 毎木調査法による。	
						〃	30~54	118	191.60		
						〃	56~	10	33.40		
						あかまつ小計			130		226.22
						用材計			130		226.22
						小径木（針）	チップ等		16		22.84
						小径木計			16		22.84
					合計				1.28		
										(N枝条) (L枝条) (枝条計)	
										(32.84) (32.84)	

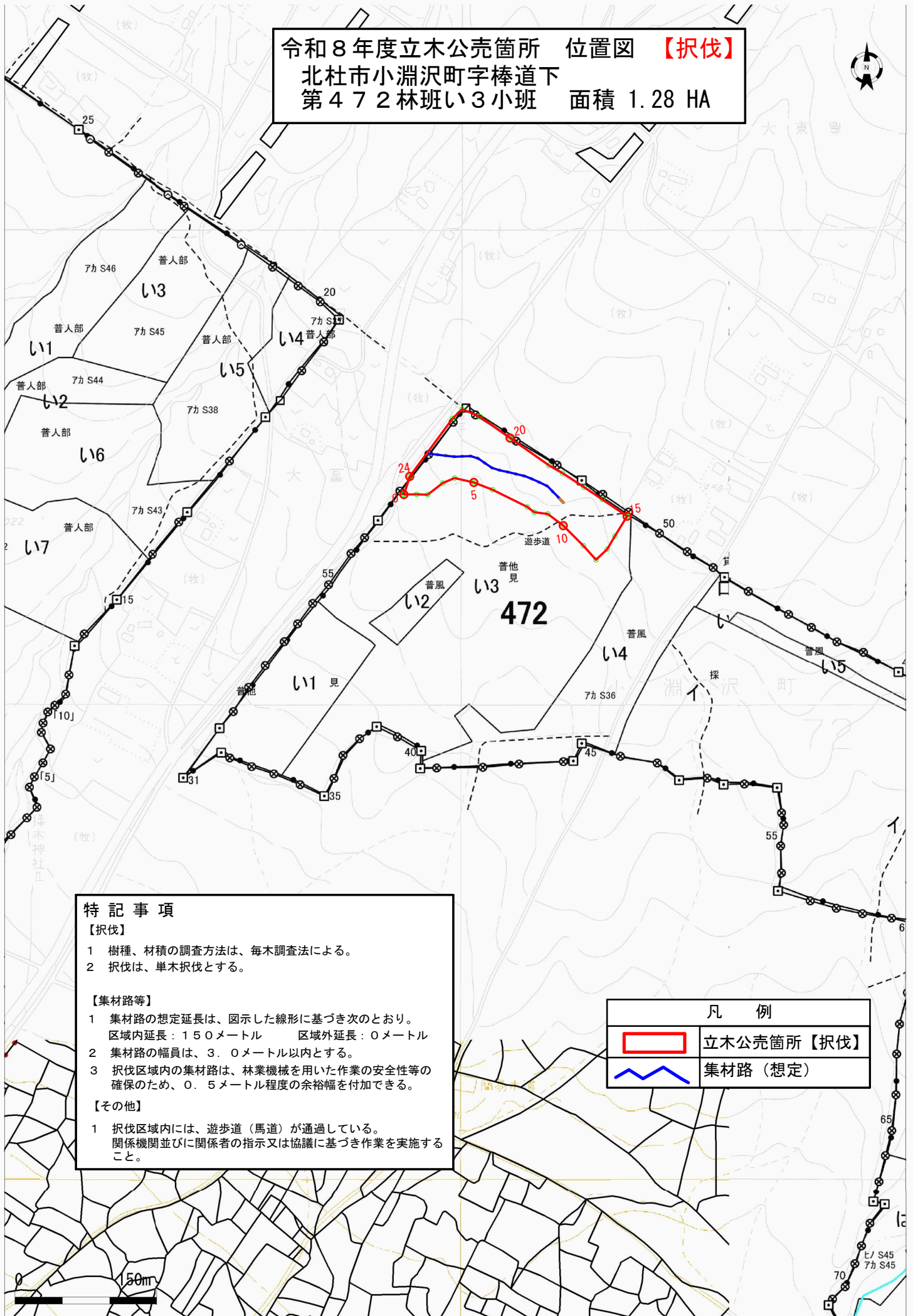
令和8年度立木公売箇所 位置図 **【択伐】**
 北杜市小淵沢町字棒道下
 第472林班い3小班 面積 1.28 HA



凡 例	
	公売箇所

0 600m

令和8年度立木公売箇所 位置図 【択伐】
 北杜市小淵沢町字棒道下
 第472林班い3小班 面積 1.28 HA



特記事項

【択伐】

- 1 樹種、材積の調査方法は、毎木調査法による。
- 2 択伐は、単木択伐とする。



【集材路等】

- 1 集材路の想定延長は、図示した線形に基づき次のとおり。
 区域内延長：150メートル 区域外延長：0メートル
- 2 集材路の幅員は、3.0メートル以内とする。
- 3 択伐区域内の集材路は、林業機械を用いた作業の安全性等の確保のため、0.5メートル程度の余裕幅を付加できる。

【その他】

- 1 択伐区域内には、遊歩道（馬道）が通過している。
 関係機関並びに関係者の指示又は協議に基づき作業を実施すること。

凡例

	立木公売箇所【択伐】
	集材路（想定）